

# 高松市災害時医療救護活動マニュアル

平成31年4月  
令和5年4月改訂  
高松市保健所

## 目 次

|     |                         |    |
|-----|-------------------------|----|
| 1   | 基本事項                    | 1  |
| 2   | 医療救護活動の概要               | 2  |
| 3   | 本市の医療救護活動に関わる組織及び役割     | 5  |
| (1) | 行政機関                    | 5  |
| ア   | 高松市災害対策本部               | 5  |
| イ   | 香川県災害対策本部               | 7  |
| ウ   | 香川県保健福祉事務所等             | 8  |
| エ   | 消防機関・警察機関・自衛隊等          | 8  |
| (2) | 医療救護施設及びその他の医療機関        | 8  |
| ア   | 災害拠点病院                  | 8  |
| イ   | 広域救護病院                  | 9  |
| ウ   | 救護病院（診療所）               | 9  |
| エ   | その他の医療機関                | 11 |
| オ   | 臨時応急救護所                 | 11 |
| (3) | 医療関係団体                  | 11 |
| ア   | 高松市内3医師会連合会             | 11 |
| イ   | （公社）高松市歯科医師会            | 11 |
| ウ   | （一社）高松市薬剤師会             | 11 |
| エ   | （公社）香川県看護協会             | 12 |
| オ   | （公社）香川県柔道整復師会（旧香川県接骨師会） | 12 |
| カ   | 日本赤十字社香川県支部             | 12 |
| キ   | 海上からの広域的な医療救護体制         | 12 |
| ク   | 人工透析患者等に対する広域的な医療救護体制   | 12 |
| (4) | 医療救護班（チーム）              | 12 |
| ア   | 広域救護病院による広域医療救護班        | 12 |
| イ   | D M A T（災害派遣医療チーム）      | 12 |
| ウ   | J M A T（日本医師会災害医療チーム）   | 13 |
| エ   | 日本赤十字社救護班               | 13 |
| オ   | D P A T（災害派遣精神医療チーム）    | 13 |
| カ   | その他                     | 13 |
| 4   | 医療救護活動の実施体制             | 14 |
| 5   | 情報の収集・伝達体制              | 16 |
| (1) | 通信の確保                   | 16 |
| (2) | 情報の収集・共有                | 16 |
| 6   | 医療救護活動                  | 19 |
| (1) | 医療救護・物資調達班及び市対策会議の運営    | 19 |
| ア   | 医療救護・物資調達班              | 19 |
| イ   | 市対策会議                   | 20 |

|     |                    |    |
|-----|--------------------|----|
| ウ   | 医療救護活動についての情報収集・伝達 | 21 |
| エ   | 救護病院等からの支援要請への対応   | 21 |
| オ   | 迅速な医療救護活動体制の整備     | 22 |
| (2) | 救護病院（診療所）          | 22 |
| ア   | 初動対応の手順            | 22 |
| イ   | 医療救護活動             | 23 |
| (3) | 医療救護班              | 24 |
| ア   | 市内3医師会医療救護班        | 24 |
| イ   | 市歯科医師会医療救護班        | 25 |
| ウ   | 市薬剤師会薬剤師班          | 26 |
| 7   | 患者の搬送              | 27 |
| (1) | 地域医療搬送             | 27 |
| (2) | 広域医療搬送             | 27 |
| 8   | 医薬品等の確保            | 28 |
| 9   | その他                | 29 |
| (1) | 血液の確保と輸送           | 29 |
| (2) | 遺体の検案              | 29 |
| (3) | 災害対策基本法等の適用        | 29 |
| 10  | 資料編                | 30 |
| 11  | 様式編                | 44 |

## 1 基本事項

- 本マニュアルは、香川県が平成 25 年に公表した「香川県地震・津波被害想定」を踏まえ、最大の被害が想定される南海トラフ地震（最大クラス）が発生した場合など、地域における医療機能が低下した場合に必要な医療救護活動の方針を示すもので、「高松市地域防災計画（一般対策編・地震対策編・津波対策編）」（以下「市防災計画」といいます。）に記載する基本的な医療救護体制とその活動内容を、より具体化するために定めるものです。
- 風水害、土砂災害、大規模な事故等の局地災害においても、必要となる医療救護内容や体制は、南海トラフ地震を想定した体制と基本的には同じであるため、本マニュアルに基づき対応することとします。
- 本市では、地域の実情を踏まえ、「香川県医療救護計画」（以下「県計画」といいます。）に記載する「応急救護所」を指定せず、発災直後の医療救護活動は、救護病院や診療所を中心に行うほか、医療救護班による避難所等の巡回診療を基本とします。ただし、救護病院等が被災等により医療救護活動を行うことができない場合や、被災地外から支援に入る医療救護チームが避難所等の巡回診療を行う場合などに、臨時の応急救護所を設置することがあります。
- 災害時における医療救護活動の実施に当たっては、平常時の救急医療体制が十分に機能しないことを考慮して、医療機関及び地元医師会などの関係団体、地域の自主防災組織等との連携を図る必要があります。

特に、発災後の地域住民の生命と健康を守るためには、医療機関などの医療救護施設による体制整備が必要であることから、医療機関及び関係医療団体の協力の下、救護病院等の指定や避難所等の巡回診療等について定めるものです。
- 円滑な医療救護活動を実施するためには、その実施本部となる高松市災害対策本部において、迅速かつ的確な情報の収集・提供、ニーズに沿った医療の提供など、医療救護に係る総合調整機能を適切に発揮する必要があります。

このため、医療関係者等で構成する地域災害医療対策会議を設置するとともに、災害医療に精通した医師を災害医療コーディネーターとして配置することにより、災害時において、医療関係機関等との緊密な連携を図りながら、医療救護活動の総合調整を円滑に行う体制を整備するものです。
- 本マニュアルは、市防災計画はもとより、県計画の内容及び県計画の中で定める『市町医療救護計画の作成指針』との整合性を図りながら、本市の実情に応じたマニュアルとして整備することから、本マニュアルの策定後においても、県計画や市防災計画の修正、県内医療体制の変更、訓練を通じた検証等に基づき、適宜見直しを行います。

## 2 医療救護活動の概要

県計画で定める災害発生に伴う医療救護活動に関する基本的な事項は、次のとおりです。

### ■医療救護の対象者

|                  |                                                                               |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 直接災害による負傷者   | 直接災害による負傷者は、重症患者、中等症患者及び軽症者に分類                                                |
| (2) 災害時における救急患者等 | 災害時における救急患者等は、緊急に医師の処置を必要とする脳卒中、出産、人工透析等医療の中断が致命的となる患者及び災害により情緒不安定等の症状が認められる者 |

### ■負傷者の区分

|           |                  |
|-----------|------------------|
| (1) 重症患者  | 手術等緊急治療を必要とする者   |
| (2) 中等症患者 | 入院治療を必要とする者      |
| (3) 軽症者   | 上記以外の者で外来治療で可能な者 |

### ■医療救護施設及び対象者

| 区 分           | 指定する者等                            | 対象者  |       |      |
|---------------|-----------------------------------|------|-------|------|
|               |                                   | 重症患者 | 中等症患者 | 軽症者  |
| (1) 災害拠点病院    | 国が示す基準に従い県が指定<br>※高度救命医療の機能を有する病院 | ○    |       |      |
| (2) 広域救護病院    | 県が病院の管理者と協議の上指定<br>※広域医療救護班を編成    | ○    | ○     |      |
| (3) 救護病院（診療所） | 市町が病院・診療所の管理者と協議の上指定<br>※二次救急医療   |      | ○     | ○（※） |
| (4) 応急救護所     | 市町が診療所又は避難所の施設管理者と協議の上指定          |      | ○     | ○（※） |

なお、救護病院（診療所）や応急救護所等で対応が困難な重症患者は、応急救護を行った上で対応可能な他の医療機関への搬送が必要となります。

（※）軽症者はできるだけ自主防災組織等の医療救護で対応する体制整備が必要です。

### ■医療救護活動の期間

医療救護の期間は、発災後における応急措置がおおむね完了するまでの間とします。

### ■フェーズ区分と保健医療の状況

大規模災害の場合、一般的に次のような時間の経過と状況の推移が想定されます。

| フェーズ区分   | 期 間      | 保健医療の主な状況                                                                                      |
|----------|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 発災期  | 発災直後～数時間 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域医療機能の大幅低下</li> <li>・ 負傷者の集中的発生</li> </ul>           |
| (2) 超急性期 | 数時間～3日   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療救護活動の開始～本格化</li> <li>・ 外傷系患者の集中～漸減</li> </ul>       |
| (3) 急性期  | 4日目～1週間  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 慢性疾患患者の悪化</li> <li>・ 公衆衛生ニーズ（こころの健康含む。）の増加</li> </ul> |
| (4) 亜急性期 | 1週間～1か月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域医療の補完ニーズの増加</li> </ul>                              |
| (5) 慢性期  | 1か月以降    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平常時の医療体制への移行</li> <li>・ 地域医療機能の復旧の進行</li> </ul>       |

※フェーズ区分は目安であり、各区分の期間や状況は災害の規模や種類により変動します。

このうち、多数の負傷者の発生が見込まれる超急性期における医療救護活動の流れは、おおむね次の3段階に分けられます。

|          |                                                                               |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 第1段階 | 被災地域内の救護所や医療施設で、負傷者等に最初に行われるトリアージや応急治療〔救護病院等が対応〕                              |
| (2) 第2段階 | トリアージの結果、更に治療が必要と判断された患者に対し、主に被災地域内の医療機関で実施される医療活動〔後方医療機関として広域救護病院・災害拠点病院が対応〕 |
| (3) 第3段階 | 更に治療が必要とされた患者に対し、被災地の周辺地域や遠隔地の医療機関で実施される医療活動                                  |

【資料1「香川県医療救護計画に基づく医療救護概要図」参照】

【資料2「トリアージの概要」参照】

#### ■フェーズ区分と必要な医療救護活動

発災後の時間の経過とともに推移する医療救護活動の状況については、おおむね次のとおり想定されます。

| フェーズ区分     | 発災期                                                       | 超急性期   | 急性期                  | 亜急性期                   | 慢性期            |
|------------|-----------------------------------------------------------|--------|----------------------|------------------------|----------------|
|            | 発災直後～数時間                                                  | 数時間～3日 | 4日目～1週間              | 1週間～1か月                | 1か月以降          |
| ◆医療ニーズ     | 外傷治療・救命救急のニーズ                                             |        |                      | 慢性疾患治療、被災者健康管理、公衆衛生ニーズ |                |
| ◆救護活動全般    | 県内全域の広域的な救護活動                                             |        |                      | 市町中心の救護活動              |                |
| ◆市町        | 災害対策本部の設置 / 災害医療コーディネーターの参集・地域災害医療対策会議の開催 / 情報収集 / 医療救護活動 |        |                      |                        |                |
|            | 応急救護所の設置・運営（避難所・病院等）                                      |        |                      |                        |                |
|            | 医師会医療救護班・歯科医師会医療救護班・薬剤師救護班の派遣                             |        |                      |                        |                |
| ◆県         | DMATによる支援活動                                               |        |                      |                        |                |
|            | 広域医療救護班・医師会医療救護班・歯科医師会医療救護班・薬剤師救護班の派遣                     |        |                      |                        |                |
|            |                                                           |        | 他都道府県の医療救護チームによる支援活動 |                        |                |
| ◆災害拠点病院    | 主に重症患者の収容・治療                                              |        |                      |                        | 平常時の医療体制に徐々に移行 |
| ◆広域救護病院    | 主に中等症患者又は容態の安定した重症患者の収容・治療                                |        |                      |                        | 平常時の医療体制に徐々に移行 |
| ◆救護病院（診療所） | 市町の定める医療救護又は診療継続                                          |        |                      |                        | 平常時の医療体制に徐々に移行 |

※被害状況により、活動期間は、延長又は短縮します。

### 3 本市の医療救護活動に関わる組織及び役割

#### (1) 行政機関

##### ア 高松市災害対策本部

災害対策基本法第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づき「高松市災害対策本部」（以下「市災害対策本部」といいます。）が設置されます。また、災害応急対策の全庁的な実施を図るため、市災害対策本部に部が設置され、それぞれの分掌事務を担当します。

災害医療に関する事務は、健康福祉部保健所及び地域包括支援センターが所掌します。

| 組 織             | 担当課（市組織）                                                                       | 分 掌 事 務                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本部会議            | 本部長（市長）<br>副本部長（副市長）<br>本部員（局長等）                                               | (1) 本部長は、市災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。<br>(2) 副本部長は、本部長を補佐する。<br>(3) 本部員は、本部長の命を受け、市災害対策本部の事務に従事する。                                                                                                                                                                                                                     |
| 本部事務局           | 総務班、地域支援班、輸送調達班、要配慮者支援班、対策班、情報班、調査班、衛生班、給水班                                    | ※市防災計画において、各班の分掌事務を記載                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 各部〔抜粋〕<br>健康福祉部 | 保健所関係〔抜粋〕<br>・保健所<br>├保健医療政策課<br>├感染症対策課<br>├生活衛生課<br>└健康づくり推進課<br>・地域包括支援センター | (1) 被災者の健康調査・相談に関すること<br>(2) 被災者の身体・メンタルヘルスに関すること<br>(3) 被災者の栄養指導に関すること<br>(4) 健康被害拡大防止のための啓発活動に関すること<br>(5) 防疫活動に関すること<br>(6) 防疫薬剤の調達に関すること<br>(7) 食品・衛生に関すること<br>(8) 要配慮者の保護等支援に関すること<br>(9) 医療救護班に関すること<br>(10) 応急救護所の設置・運営及び病院等に関すること<br>(11) 医療用物資の保管、調達及び配給に関すること<br>(12) 血液の搬送要請に関すること<br>(13) 愛玩動物の保護に関すること |

##### ■高松市保健所災害対策本部（市災害対策本部の出先機関）

災害時には、市災害対策本部の設置状況等を踏まえ、「高松市保健所大規模災害時対応マニュアル」に基づき、本市保健所内に「高松市保健所災害対策本部」（以下「市保健所災害対策本部」といいます。）が設置されます。また、保健所が所掌する災害応急対策を実施するため、市保健所災害対策本部に各班が設置され、それぞれの分掌事務を担当します。

災害等に伴う医療救護、医療用物資の調達等に関する事務は、「医療救護・物資調達班」が所掌します。



| 組 織            | 担当課（市組織）                         | 分 掌 事 務                                                                                            |
|----------------|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本部長<br>総務班     | 保健所長<br>保健医療政策課                  | (1) 市保健所災害対策本部の設置・運営<br>(2) 災害に関する情報の収集・伝達<br>(3) 応急対策業務の調整及び指示                                    |
| 施設復旧班          | 保健医療政策課<br>感染症対策課<br>健康づくり推進課    | (1) 建物・設備の被害状況の確認及び保全措置、危険物管理などの応急措置等<br>(2) 施設の安全点検及び報告                                           |
| 保健活動班          | 健康づくり推進課<br>感染症対策課<br>地域包括支援センター | (1) 被災者に対する健康調査、相談、メンタルヘルス、栄養指導<br>(2) 健康被害拡大防止のための啓発活動<br>(3) 感染症予防活動及び発生時対応<br>(4) 災害時要援護者の保護等支援 |
| 医療救護・<br>物資調達班 | 保健医療政策課                          | (1) 医療機関の稼働状況把握<br>(2) 応急救護所の設置・運営<br>(3) 医療用物資の応急救護所への配給<br>(4) 輸血用血液の要請に対する市災害対策本部への調達・斡旋依頼      |
| 食品・<br>環境衛生班   | 生活衛生課                            | (1) 市保健所災害対策本部の設置・運営<br>(2) 災害に関する情報の収集・伝達<br>(3) 応急対策業務の調整及び指示                                    |

■「高松市地域災害医療対策会議」・「災害医療コーディネーター」

災害時における医療提供体制の状況把握、医療救護に関する情報の収集・提供、医療救護班の派遣や医薬品等の調達に係る調整を円滑に行うため、「高松市地域災害医療対策会議」（以下「市対策会議」といいます。）を設置するほか、「災害医療コーディネーター」を委嘱します。

| 高松市地域災害医療対策会議 |                                                                                                                                                   |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 構 成 員         | (1) 地域医療関係団体<br>(2) 主要な医療機関（災害拠点病院等）<br>(3) 消防機関・警察機関<br>(4) 市担当者（保健医療及び防災）<br>※資料3「高松市地域災害医療対策会議構成組織一覧」参照                                        |
| 会議の開催         | 次のいずれかに該当する場合、市保健所災害対策本部は、速やかに市対策会議を開催する。<br>(1) 災害等の発生に伴い、市災害対策本部及び市保健所災害対策本部が設置され、多数の傷病者の発生が見込まれる場合<br>(2) 災害医療コーディネーターが市保健所災害対策本部と協議し、必要と認めた場合 |

|      |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 業務内容 | 発災後 | <p>(1) 災害時において、市域の医療救護に関する情報を収集し、関係機関に対して情報提供を行う。</p> <p>【収集・提供する情報】</p> <p>ア 医療機関の被害状況（施設設備、飲料水、生活用水、食料等）、医療救護活動の状況</p> <p>イ 避難所、救護所等の設置状況</p> <p>ウ 医療スタッフ、医薬品等、患者収容先等の需給状況</p> <p>エ 医療施設、救護所等への交通状況</p> <p>オ 被災状況（死亡者、重症患者数、倒壊・浸水家屋数、河川の氾濫等）、電気・水道・ガス・電話・インターネット等のライフラインに関する情報</p> <p>カ 災害医療ボランティアの活動状況</p> <p>(2) 災害時において、救護病院（診療所）、臨時応急救護所、避難所等に対し、県外・市外から派遣される医療救護チームの配置や医薬品等の調整及び市域における医療スタッフ、医薬品等の調整を行う。</p> <p>【医療救護の調整事項】</p> <p>ア 医療スタッフ（医師・看護師等）の派遣に関する調整</p> <p>イ 薬剤師の派遣に関する調整</p> <p>ウ 医薬品、医療資機材（医療ガス、医療機器等）の供給に関する調整</p> <p>エ 人工透析患者等への医療救護支援に関する調整</p> <p>オ 患者の収容先医療機関の確保に関する調整</p> <p>(3) D M A T 活動拠点本部及び D M A T ロジスティックチームの情報・業務を関係機関に円滑に引き継ぐための調整を行う。</p> |
|      | 平常時 | <p>(1) 関係機関相互における医療救護に関する情報の共有化</p> <p>(2) 災害医療対策における課題の把握・検討</p> <p>(3) 医療救護活動マニュアルの見直し</p> <p>(4) 災害に備えた訓練等の実施</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

| 災害医療コーディネーター |                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 選任           | 災害時の医療救護活動や地域の医療提供体制に精通した医師を委嘱                                                                                                                                                                                                                 |
| 業務内容         | <p>(1) 市対策会議と連携して、医療機関の被災状況等の情報収集を行い、県保健医療調整本部等に対し、情報提供を行う。</p> <p>(2) 市対策会議と連携して、被災地における医療スタッフの配置、患者収容先医療機関の確保、医薬品等の供給調整等を行う。</p> <p>(3) その他、関係機関等との連携による災害医療体制確保に係る企画、調整等を行う。</p> <p>(4) 災害医療活動が安定し、出務要請が解除された場合は、市保健所災害対策本部に所要の事項を引き継ぐ。</p> |
| 出務要請         | 災害等の発生に伴い、市保健所災害対策本部において、医療救護活動のため必要と認めた場合、出務の可否を確認する。出務可能な場合、市保健所長から出務を要請し、原則、市災害対策本部（防災合同庁舎）に出務する。                                                                                                                                           |

## イ 香川県災害対策本部

### ■健康福祉部医務国保班

健康福祉部医務国保班は、医療救護体制に関する情報収集を通じて、広域的な医療救護活動の総合調整を行うとともに、広域的な医師等の派遣など、市町の医療救護活動を支援します。

### ■健康福祉部薬務感染症対策班

健康福祉部薬務感染症対策班は、医務国保班と連携して、救急医薬品、衛生材料、防疫用薬剤及び輸血用血液の確保及び供給について総合調整を行うとともに、広域的な薬剤師の派遣など、市町の医療救護活動を支援します。

## ウ 香川県保健福祉事務所等

香川県保健福祉事務所等は、医務国保班の下で、管内医療体制に関する情報収集を行い、医療救護に関する調整を行います。

## エ 消防機関・警察機関・自衛隊等

消防機関は、災害現場での被災者の救出・救助、負傷者のトリアージ、医療機関への救急搬送等を行います。

警察機関は、災害現場付近等の危険箇所の警戒、当該地域の交通秩序の確保、死体の見分・検視等を行います。

自衛隊及び海上保安庁は、災害現場での被災者の救出・救助、負傷者の搬送等を行います。

## (2) 医療救護施設及びその他の医療機関

被災地内にある医療機関は、災害時に発生する多くの傷病者に対応する必要がありますが、被災地の限られた医療資源では、全ての傷病者に迅速に対応できないおそれがあります。

このため、県計画において、災害拠点病院を始め、広域救護病院や救護病院（診療所）などの医療救護施設と連携を取りながら、医療救護体制を整備することが定められています。

それぞれの医療救護施設の役割については、次のとおりです。

### 【資料 4 「医療救護施設一覧」参照】

## ア 災害拠点病院

災害拠点病院は、災害時に応急救護所や地域の医療機関では対応できない、重症患者や高度救命医療を必要とする負傷者の収容、治療を行う地域の中核的な医療機関で、県が指定します。

被災地内の災害拠点病院は、負傷者の収容、治療、広域搬送への対応を担うほか、県の要請に基づいて、被災地外から派遣されるDMAT（災害派遣医療チーム）などの医療救護チームの活動拠点となり、市内では、次の3医療機関が指定されています。

### 【災害拠点病院一覧】

平成 31 年 4 月 1 日現在

| No. | 施設名        | 所在地            | 電話番号         | 備考 |
|-----|------------|----------------|--------------|----|
| 1   | 香川県立中央病院   | 高松市朝日町一丁目 2-1  | 087-811-3333 |    |
| 2   | 高松赤十字病院    | 高松市番町四丁目 1-3   | 087-831-7101 |    |
| 3   | 高松市立みんなの病院 | 高松市仏生山町甲 847-1 | 087-813-7171 |    |

### 主な業務内容

- (1) トリアージ
- (2) 重症患者の受入れ及び処置
- (3) 病院支援
- (4) 広域医療救護班の派遣
- (5) 県内・県外医療搬送の支援
- (6) 死体の検案
- (7) 医療救護活動の記録並びに市町災害対策本部及び県災害対策本部への措置状況等の報告
- (8) その他必要な事項

## イ 広域救護病院

災害時に救護病院（診療所）や応急救護所では対応できない、重症患者や中等症患者の収容、治療を行う地域の医療機関で、県が指定します。

市内では、災害拠点病院を含め、11医療機関が指定されていますが、災害時において、「高松地区活動拠点本部（香川県立中央病院）」と連携する医療機関は、次のとおりです。

【広域救護病院一覧】

平成31年4月1日現在

| No.                     | 施設名              | 所在地            | 電話番号         | 備考   |
|-------------------------|------------------|----------------|--------------|------|
| 1                       | 香川県立中央病院         | 高松市朝日町一丁目2-1   | 087-811-3333 | 災害拠点 |
| 2                       | かがわ総合リハビリテーション病院 | 高松市田村町1114     | 087-867-6008 |      |
| 3                       | 高松市立みんなの病院       | 高松市仏生山町甲847-1  | 087-813-7171 | 災害拠点 |
| 4                       | 高松市民病院塩江分院       | 高松市塩江町安原上東99-1 | 087-893-0031 |      |
| 5                       | 高松赤十字病院          | 高松市番町四丁目1-3    | 087-831-7101 | 災害拠点 |
| 6                       | 屋島総合病院           | 高松市屋島西町2105-17 | 087-841-9141 |      |
| 7                       | りつりん病院           | 高松市栗林町三丁目5-9   | 087-862-3171 |      |
| 8                       | 高松病院             | 高松市天神前4-18     | 087-861-3261 |      |
| 《参考》東讃地区活動拠点本部と連携する医療機関 |                  |                |              |      |
| -                       | 高松医療センター         | 高松市新田町乙8       | 087-841-2146 |      |
| -                       | 国立療養所大島青松園       | 高松市庵治町6034-1   | 087-871-3131 |      |
| -                       | 香川県済生会病院         | 高松市多肥上町1331-1  | 087-868-1551 |      |

| 主な業務内容                                                                                                                                                                                      |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) トリアージ<br>(2) 重症患者の受入れ及び処置<br>(3) 救護病院（診療所）を設置することが困難な市町における中等症患者の受入れ及び処置<br>(4) 広域医療救護班の派遣<br>(5) 県内医療搬送の支援<br>(6) 死体の検案<br>(7) 医療救護活動の記録並びに市町災害対策本部及び県災害対策本部への措置状況等の報告<br>(8) その他必要な事項 |

## ウ 救護病院（診療所）

災害時に、重症患者の応急処置を行うほか、中等症患者の受入れ・処置、軽症者に対する処置を併せて行う医療機関です。

県計画に基づき、市町が当該病院・診療所の管理者と協議の上、指定します。

本市においては、平常時の医療提供体制等を勘案し、地元医師会、当該医療機関との協議結果を踏まえ、次の要件に該当する病院等のうちから、救護病院（診療所）を指定します。

救護病院（診療所）の管理者は、あらかじめ医療従事者の集合方法、役割、ローテーション、施設設備の利用方法等の医療救護活動に関する計画を作成します。

【資料5「救護病院等における災害時医療救護計画策定マニュアル（県計画資料）」参照】

| 救護病院（診療所）の指定要件                                                                             |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 救急患者を受け入れるために救急病院・診療所の認定を受けるなど、災害時の医療救護活動を実施することが可能と認められる病院（診療所）（精神科病院を除く。）のうちから指定します。 |

【救護病院（診療所）一覧】

令和5年3月14日現在

| No. | 施設名                    | 所在地            | 電話番号         | 備考 |
|-----|------------------------|----------------|--------------|----|
| 1   | 前田病院                   | 高松市東ハゼ町 824    | 087-865-7111 |    |
| 2   | キナシ大林病院                | 高松市鬼無町藤井 435-1 | 087-881-3631 |    |
| 3   | 百石病院                   | 高松市屋島西町 1937-1 | 087-843-6121 |    |
| 4   | おさか脳神経外科病院             | 高松市三名町 378-1   | 087-886-3300 |    |
| 5   | オサカ病院                  | 高松市香川町浅野 272   | 087-889-0703 |    |
| 6   | 伊達病院                   | 高松市観光町 588-8   | 087-831-1701 |    |
| 7   | 久米川病院                  | 高松市新田町甲 474-3  | 087-844-3111 |    |
| 8   | 広瀬病院                   | 高松市松縄町 35-3    | 087-867-9911 |    |
| 9   | マオカ病院                  | 高松市瓦町一丁目 12-45 | 087-862-8888 |    |
| 10  | 高畠医院                   | 高松市木太町 1986    | 087-862-3410 |    |
| 11  | 藤井外科胃腸科・整形外科           | 高松市田村町 1277    | 087-867-1222 |    |
| 12  | 渋谷整形外科医院               | 高松市牟礼町牟礼 986-1 | 087-845-9339 |    |
| 13  | 三条整形外科スポーツクリニック        | 高松市三条町 482-1   | 087-867-2270 |    |
| 14  | 三宅医学研究所附属三宅リハビリテーション病院 | 高松市天神前 5-5     | 087-831-2101 |    |
| 15  | かつが整形外科クリニック           | 高松市香西本町 114-10 | 087-832-8877 |    |
| 16  | いがわ医院                  | 高松市藤塚町一丁目 11-1 | 087-861-4306 |    |
| 17  | クワヤ病院                  | 高松市塩屋町 1-4     | 087-851-5208 |    |

| 主な業務内容                                                                                                                                                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) トリアージ<br>(2) 重症患者の応急処置<br>(3) 中等症患者の受入れ及び処置、軽症者の処置<br>(4) 広域救護病院等への患者搬送<br>(5) 助産活動<br>(6) 死体の検案<br>(7) 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への措置状況等の報告<br>(8) その他必要な事項 |

## エ その他の医療機関

発災直後は、外傷患者が多数発生します。そのほかにも妊産婦や慢性疾患の悪化した人など、特別な配慮が必要となる患者が医療を必要とします。その際には、受入れ及び応急措置を依頼します。

傷病の程度により、自院で対応できない場合は、応急処置後に救護病院等と連携し、適切な対応を依頼します。

## オ 臨時応急救護所

市災害対策本部は、避難所の環境調査、避難者の傷病や健康の状態について把握した上で、医療ニーズが増加する場合や、被災地外からの医療救護チームの支援が得られる場合などに、避難所等に臨時応急救護所を設置し、医療救護チームによる巡回診療を実施します。

設置の可否や設置場所等については、次の基準により判断します。

| 設置基準                                                                                                                                      | 設置場所の選定                                                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・医療施設が多数被災し、十分な医療提供体制が確保できないと判断される場合</li><li>・時間の経過とともに、避難所への避難者が増加し、医療ニーズが増加していると判断される場合</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・地域性や、避難者数及び傷病者数、津波による浸水被害等を考慮し、必要数、医療救護活動に必要な広さなどを総合的に判断し、指定避難所、救護病院等のうちから選定</li></ul> |

## (3) 医療関係団体

医療関係団体は、被災状況等の情報収集を行い、行政機関等に連絡するとともに、人的支援、物的支援を取りまとめて被災地に送るなど、被災地における医療提供を支援します。

### ア 高松市内3医師会連合会（以下「市内3医師会」といいます。）

市域を所管する（一社）高松市医師会、（一社）木田地区医師会、（一社）綾歌地区医師会で構成する市内3医師会において、管内の医療機関の被災状況等について情報収集し、県医師会や市災害対策本部等に連絡します。

また、本市と締結した「災害時における医療救護活動に関する協定書」に基づき、医療救護班を編成し、避難所等に派遣するなど、市の医療救護活動に協力します。

### イ （公社）高松市歯科医師会（以下「市歯科医師会」といいます。）

市歯科医師会において、管内の医療機関の被災状況等について情報収集し、県歯科医師会や市災害対策本部等に連絡します。

本市と締結した「災害時における歯科の医療救護活動に関する協定書」に基づき、歯科医療救護班を編成し、被災地に派遣するなど、市の医療救護活動に協力します。

### ウ （一社）高松市薬剤師会（以下「市薬剤師会」といいます。）

市薬剤師会において、管内の薬局の被災状況等について情報収集し、県薬剤師会や市災害対策本部等に連絡します。



本市と締結した「災害時における薬剤師医療救護活動に関する協定書」に基づき、医療救護班に薬剤師を派遣するなど、本市の医療救護活動に協力します。

#### エ （公社）香川県看護協会

香川県看護協会は、県と締結した「災害時の看護職医療救護活動に関する協定書」に基づき、市町からの県災害対策本部への派遣要請により、市町が設置する応急救護所、避難所等に看護職班を派遣するなど、市町の医療救護活動に協力します。

#### オ （公社）香川県柔道整復師会（旧香川県接骨師会）

香川県柔道整復師会（旧香川県接骨師会）は、県と締結した「災害発生時における災害支援活動に関する協定書」に基づき、市町からの県災害対策本部への派遣要請により、市町が設置する避難所等に災害支援班を派遣するなど、市町の医療救護活動に協力します。

#### カ 日本赤十字社香川県支部

発災後、日本赤十字社の医師、看護師等を中心に編成された日赤救護班を派遣し、医療救護活動を行います。

派遣先については、県災害対策本部と日本赤十字社香川県支部が調整を行います。

#### キ 海上からの広域的な医療救護体制

県は、巡回診療船「済生丸」を指定し、重症患者及び中等症患者への応急措置、軽症者の処置、海路を利用した患者搬送を行います。

#### ク 人工透析患者等に対する広域的な医療救護体制

県災害対策本部は、広域災害・救急医療情報システム等を利用し、人工透析患者等の医療の中断が致命的となる患者の受入れが可能な医療機関を把握します。

また、収集した情報を県保健福祉事務所等や市災害対策本部に提供するなど、患者への医療提供の支援を行います。

### （４） 医療救護班（チーム）

災害が発生し、地域の医療機関だけでは十分な対応が困難な場合に、被災地外において医療救護班（チーム）が編成され、被災地に派遣されます。

医療救護班（チーム）は、避難所等での巡回診療や、応急救護所での診療、多数の患者を抱えた医療機関における診療の支援等を行うようになっており、その主なものは次のとおりです。

#### ア 広域救護病院による広域医療救護班

市内における医療体制では対応することができないと判断した場合、県災害対策本部を通じて派遣要請を行うもので、県が指定する広域救護病院のスタッフをもって編成する医療救護班です。

#### イ D M A T（災害派遣医療チーム）

D M A Tは、大地震及び航空機事故等の災害時に、被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うため、国や県が実施する専門的な研修・訓練を受けた医療チームです。

D M A Tは、被災地内の災害拠点病院を活動拠点として、主として被災地での

急性期医療（救急医療）を支援します。D M A Tの活動内容はおおむね次のとおりで、活動期間は、発災直後の数日間程度を基本とします。

- ・被災地の災害拠点病院の診療等の支援
- ・被災現場での緊急医療、がれきの下の医療
- ・医療搬送（地域医療搬送、広域医療搬送）など

#### ウ J M A T（日本医師会災害医療チーム）

J M A Tは、被災者の生命と健康を守り、被災地の公衆衛生を回復し、地域医療の再生を支援することを目的として、日本医師会が組織する医療チームです。

J M A Tの活動は、主に急性期以降における、避難所・救護所等での医療や健康支援、被災地の病院・診療所の支援などで、その活動は、地域の医療機関がある程度機能を回復するまでの一定期間継続します。

#### エ 日本赤十字社救護班

日本赤十字社救護班は、日本赤十字社が全国の赤十字病院の医師、看護師などを中心に編成する医療救護チームです。

日本赤十字社救護班の活動は、被災現場や避難所での医療提供、仮設診療所（d E R U）の設置・運営、被災者の健康支援やこころのケアなどで、その活動は、地域の医療機関がある程度機能を回復するまでの間継続します。

#### オ D P A T（災害派遣精神医療チーム）

D P A Tは、災害が発生し、被災地の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、専門性の高い精神医療の提供と精神保健活動の支援が必要となった場合に、支援活動を行うため、都道府県及び政令指定都市において組織される専門的な研修・訓練を受けた医療チームです。

#### カ その他

上記のほか、被災地において、被災者への医療提供や健康支援などの活動を行う医療救護班には、次のようなものがあります。

- ・国立病院機構（N H O）医療班
- ・地域医療機能推進機構（J C H O）医療班など
- ・全日本病院協会医療チーム（A M A T）

### ■主な医療救護班の活動内容

| 区 分         | 主な活動内容 |      |      |       |       |        |
|-------------|--------|------|------|-------|-------|--------|
|             | 病院支援   | 患者搬送 | 現場救急 | 救護所活動 | 避難所活動 | 専門分野活動 |
| D M A T     | ○      | ○    | ○    | △     | △     |        |
| J M A T     |        |      |      | ○     | ○     |        |
| 日赤救護班       |        |      | △    | ○     | ○     |        |
| D P A T     |        |      |      |       | ○     | 精神医療   |
| N H O 医療班   |        |      |      | ○     | ○     |        |
| J C H O 医療班 |        |      |      | ○     | ○     |        |
| A M A T     |        |      |      | ○     | ○     |        |

※「△」は、必要に応じて他の医療救護班を補完した活動があると考えられるもの



## 4 医療救護活動の実施体制

発災後、市災害対策本部が設置された場合は、県、消防、警察、医療機関などの関係機関と連携して医療救護活動を実施するため、災害に関する情報の収集・提供が集約される市災害対策本部に医療救護・物資調達班を設置します。

この医療救護・物資調達班の設置に併せて、医療救護対策の企画立案や各種調整、情報分析等に関して専門的助言を行う災害医療コーディネーターの出務を要請します。

また、多数の傷病者が見込まれる場合や、災害医療コーディネーターが必要であると認めた場合は、市対策会議を開催することとします。

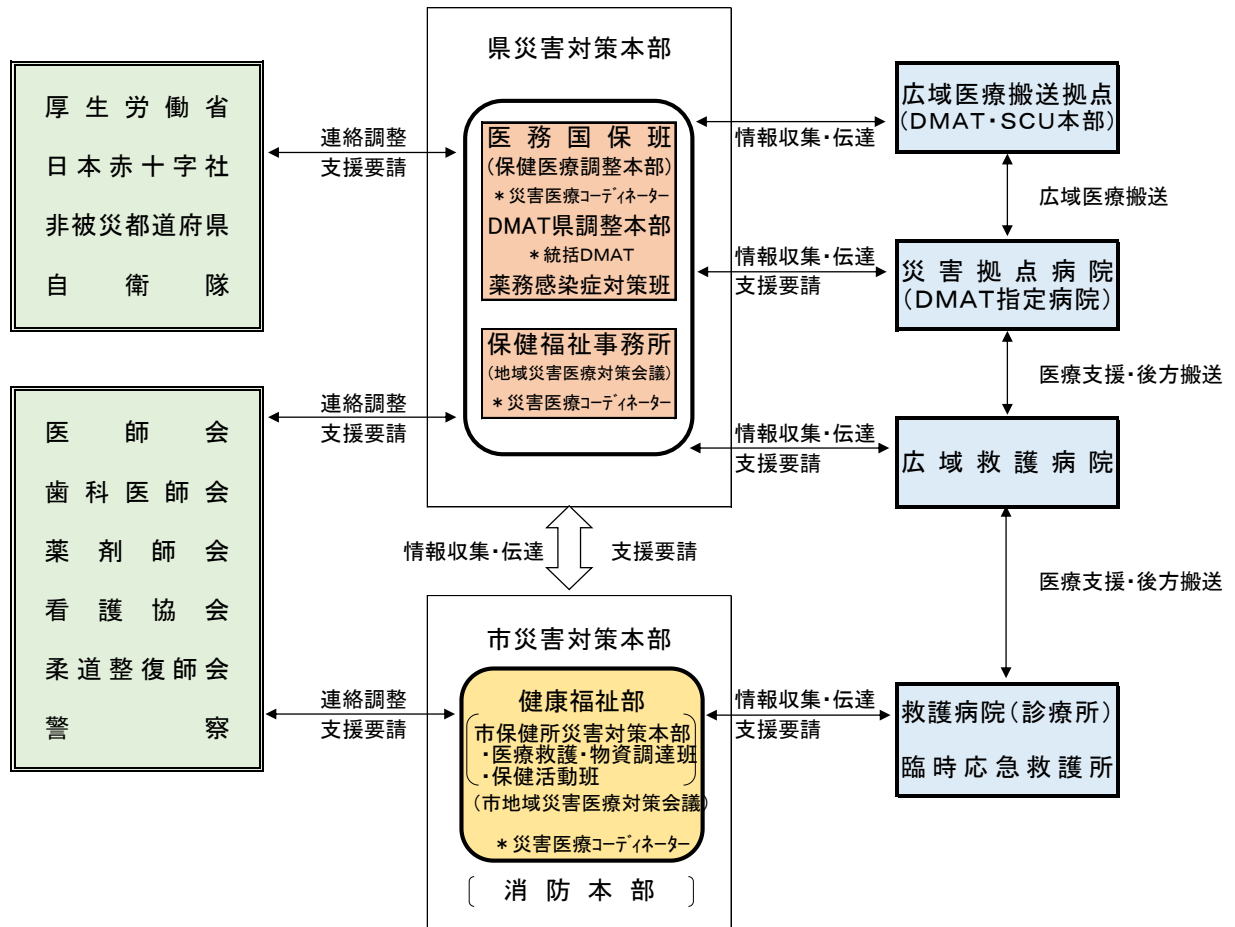
なお、医療救護・物資調達班の設置基準及び災害医療コーディネーターの参集手順については、次のとおりです。

| 設置基準【地震の場合】     | 参集手順                                                                                          |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 震度 5 弱又は 5 強の地震 | 市内に大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき、市災害対策本部に併せて医療救護・物資調達班を設置<br>併せて災害医療コーディネーターの出務を要請             |
| 震度 6 弱以上の地震     | 市災害対策本部に併せて医療救護・物資調達班を設置。災害医療コーディネーターの出務を要請<br>多数の傷病者が見込まれ、災害医療コーディネーターが必要であると認めた場合は、市対策会議を開催 |

市災害対策本部に設置された医療救護・物資調達班は、災害医療コーディネーターと共に、関係機関との連絡、連携等を密にしながら、医療救護班の派遣調整や医薬品の供給調整等を行う市対策会議との連携の下、効率的な医療救護活動を実施します。

市災害対策本部、災害医療コーディネーター及び市対策会議を中心とした、県や医療機関、関係医療団体等との医療救護実施体制を図に表すと次のとおりです。

◆高松市の医療救護体制◆



## 5 情報の収集・伝達体制

災害時に、関係機関が連携し、迅速かつ適切な医療救護活動を実施するためには、医療情報の的確な把握と関係機関による情報共有が重要となります。

### (1) 通信の確保

医療情報の収集・提供は、インターネット環境を利用したシステムや、固定・携帯電話、ファックス等によることが基本となりますが、災害時には、通信回線の混雑等により、情報収集や連絡業務に支障が生じることも想定されます。

このため、関係機関においては、災害時優先電話（固定・携帯）の指定、衛星携帯電話や携帯電話メール、SNSの活用など、可能な限り複数の通信手段の検討・確保に努めるものとします。

### (2) 情報の収集・共有

医療機関の被災状況や傷病者の受入可否等の情報の共有については、広域災害・救急医療情報システム（以下「E M I S（イーミス）」といいます。）により行います。

関係機関においては、E M I S担当者を複数定めるなど、情報が錯綜する災害時においても、迅速な情報入力への対応や、情報の閲覧等を円滑に実施する体制を整備しておく必要があります。

なお、E M I Sで発信できない情報については、市災害対策本部において、その情報の把握に努めます。

関係機関間の情報共有が円滑に行えるよう、関係機関内外の連絡網を作成するとともに、定期的に運用の確認を行います。

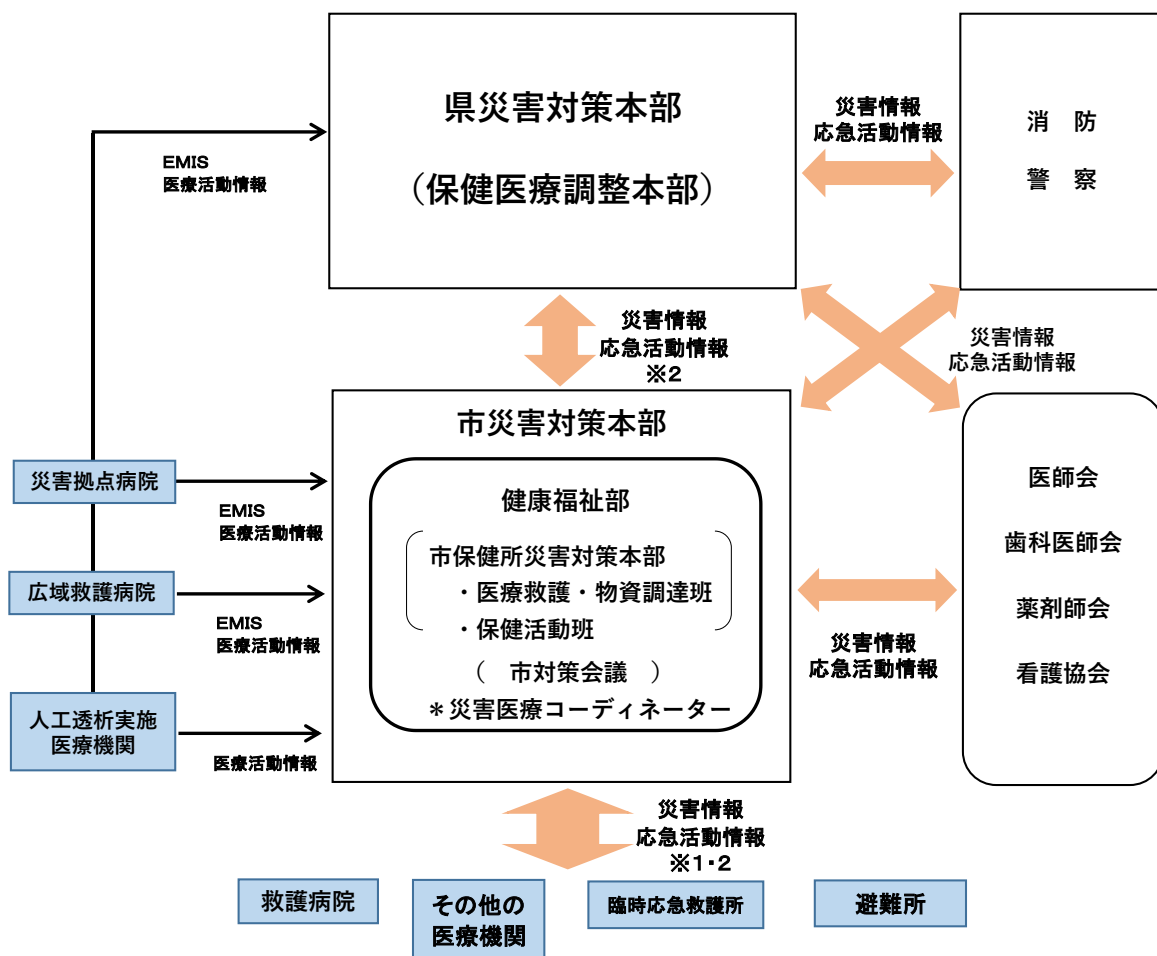
また、関係機関における情報の収集・提供に関して、あらかじめ情報の種類ごとに収集手段や提供先、通信手段等を定め、迅速・正確な情報共有に努めるほか、医療スタッフの派遣要請・応諾、医薬品等の供給要請・応諾等については、可能な限り所定様式を使用し、Eメール、ファックス等により行うものとします。

【資料6「関係機関等連絡先一覧」参照】

【資料7「情報収集・提供の実施要領」参照】

このような市対策会議と関係機関相互における情報伝達体制を図に表すと、次のとおりです。

◆関係機関相互の情報伝達体制◆



※1 救護病院・その他の医療機関・臨時応急救護所の活動状況  
支援要請(医療スタッフ、医薬品、患者搬送受入れ、搬送手段)等

※2 臨時応急救護所設置状況、救護病院開設状況、福祉避難所開設状況  
保健活動状況、要援護者(難病)状況確認リスト、人工透析実施医療機関の状況

■E M I Sの活用

災害時には、県が災害医療情報システム一斉通知機能等を利用して、災害拠点病院や関係機関等に災害発生を緊急通報するとともに、必要に応じて、医療機関に対し、情報の入力を要請します。

これを受け、医療機関は、自施設の被災状況等を確認の上、診療可否情報等を入力します。

また、県災害対策本部、県保健福祉事務所等、市災害対策本部は、医療機関からの入力情報を照会(確認)して、被災地内外の医療機関の状況を把握し、必要な支援を検討します。

【医療機関が入力する主な情報】

| 業務区分    | 主な入力内容                                   | 被災地内 | 被災地外 |
|---------|------------------------------------------|------|------|
| 緊急時入力   | 施設倒壊のおそれの有無                              | ○    |      |
|         | ライフライン等の状況（電気、水、医療ガス等）                   | ○    |      |
|         | 多数患者受診の有無                                | ○    |      |
|         | 職員の過不足                                   | ○    |      |
| 県民公開情報  | 診療の可否（内科系・外科系）                           | ○    |      |
| 詳細入力    | 医療機関情報（診療の可否）                            | ○    | ○    |
|         | ライフライン等の状況（詳細）                           | ○    |      |
|         | 受け入れている重症・中等症患者人数                        | ○    | ○    |
|         | 転送が必要な重症患者・中等症患者人数                       | ○    |      |
|         | 今後の受入可能患者数（重症・中等症・軽症・手術・熱傷・透析・妊婦・新生児・小児） | ○    | ○    |
| 支援・要請情報 | 医療スタッフ要請人数（外科系・内科系医師、看護師、薬剤師等）           | ○    |      |
|         | 医療スタッフ提供可能人数（外科系・内科系医師、看護師、薬剤師等）         |      | ○    |

※被災地内の医療機関は、被災等の状況の概要を、取り急ぎ「緊急時入力」及び「県民公開情報」で入力し、その後「詳細入力」「支援・要請情報」で詳細を入力します。

【県や市町等が確認できる主な情報】

| 業務区分        | 照会できる主な情報                                                               |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 要請情報検索      | 患者の転送や医療スタッフを要請している医療機関                                                 |
| 支援情報検索      | 医療スタッフの提供や患者の受入れが可能な医療機関                                                |
| 医療機関状況検索    | 次の検索条件に該当する医療機関<br>・手術患者受入可否、人工透析患者受入可否、受入患者の有無、転送が必要な患者の有無、ライフライン使用可否等 |
| 医療機関状況モニター  | 受入患者数、患者転送情報、ライフライン状況等                                                  |
| 支援・要請情報モニター | 受入可能患者数、提供可能医療スタッフ数、他医療機関から提供を受けたい医療スタッフ数等                              |
| 災害地図検索      | 指定した各条件に該当する医療機関の位置図                                                    |
| 災害拠点病院等一覧   | 地域ごとの災害拠点病院名、住所、連絡先                                                     |

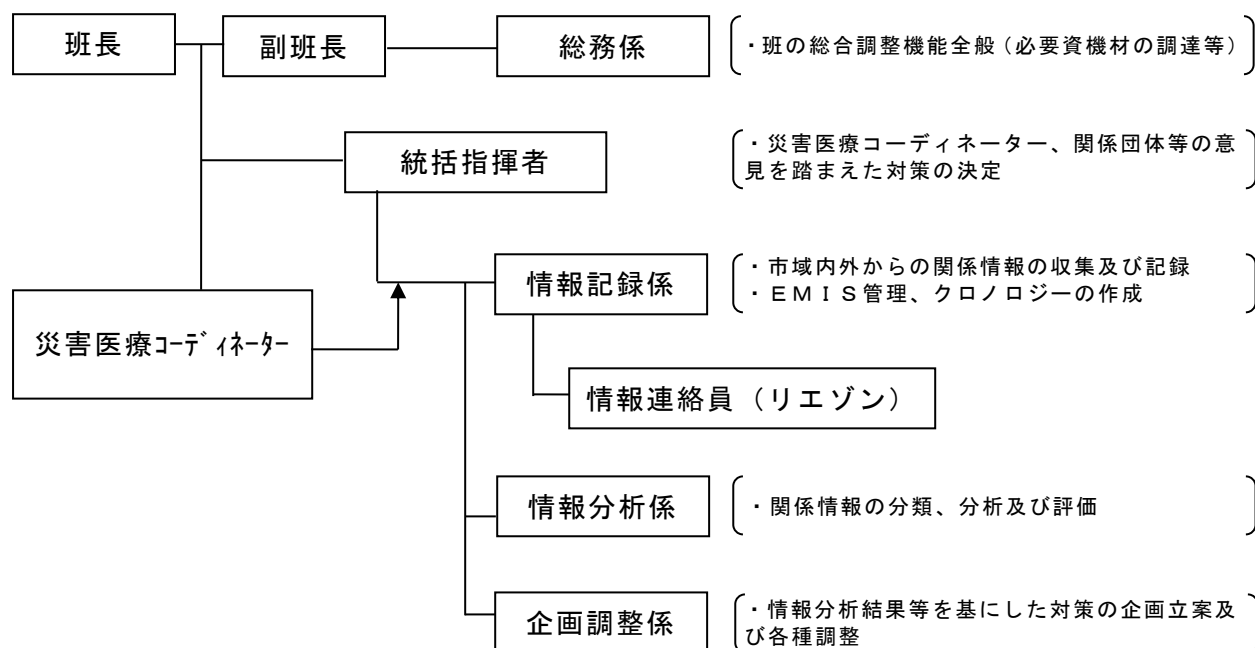
被災医療機関の通信回線に障害があるなど、医療機関自身によるシステム入力が困難な場合、「災害情報入力（代行）」業務により、県・市など、他の関係機関による情報の代行入力ができるようになっています。

## 6 医療救護活動

### (1) 医療救護・物資調達班及び市対策会議の運営

#### ア 医療救護・物資調達班

##### (ア) 組織体制



- ・ 班長 : 保健所長（市保健所災害対策本部長を兼務）
- ・ 副班長（班長代行）: 保健所次長（総務係を所管）
- ・ 統括指揮者 : 保健医療政策課長
- ・ 各係員 : 保健所職員
- ・ 災害医療コーディネーター : あらかじめ市長が委嘱する医師
- ・ 情報連絡員 : 保健所職員

#### (イ) 各係の役割分担

##### a 『総務係』

医療救護・物資調達班の総合調整機能として、必要な資機材の調達等を行います。

##### b 『情報記録係』

- (a) 電話、防災行政無線、ファックス、インターネット等の情報通信手段の確保や E M I S に関する用務を行います。
- (b) 救護病院等から「様式 1 - 1」又は「様式 1 - 2」により E M I S への代行入力の特請があった場合は、その様式に記載されている情報を E M I S に入力します。
- (c) 市内の被災状況、救護病院等の医療機能や医療救護活動の状況、支援要請等の情報を収集、整理してクロノロジー（経時的活動記録）に記載するとともに、情報分析係に伝達します。

c 『情報分析係』

情報記録係からの情報を緊急度やカテゴリーで分類し、「分析・評価」します。

d 『企画調整係』

- (a) 情報分析係からの情報やE M I Sによる医療機関の情報を基に、市内の医療救護活動全体の対策の企画立案や調整を行います。
- (b) 患者の地域医療搬送（域内搬送）や広域医療搬送（域外搬送）の要請、搬送手段の調整等の支援を行います。
- (c) 県内の医療救護班、県内外からの医療救護チーム、医療ボランティア等の要請や受入調整を行います。

(ウ) 災害医療コーディネーター

- a 市内の適切な医療救護活動を継続するために、避難所のアセスメントを含め、全ての医療救護活動の情報を統合し、調整を行います。
- b D M A Tを始めとする、被災地に入る各種医療救護チームの受入れに関し、県災害対策本部と協議し、派遣先等を調整します。

イ 市対策会議

下記の調整事項に関し、支援が必要な状況であると認めた場合、県災害対策本部と連携して、派遣・供給等に関する調整を行います。

(ア) 医療スタッフの派遣に関する調整

- a 救護病院（診療所）、臨時応急救護所等において、負傷者のトリアージや応急措置等を支援する必要があると認めた場合、医師・看護師等の医療スタッフの派遣について調整を行います。
- b 救護病院（診療所）、臨時応急救護所等において、歯科に関する応急措置等を支援する必要があると認めた場合、歯科医師・歯科衛生士等の派遣について調整を行います。

(イ) 薬剤師の派遣に関する調整

- a 救護病院（診療所）、臨時応急救護所等において、医薬品の供給要請や受入れ、調剤業務を支援する必要があると認めた場合、薬剤師の派遣について調整を行います。
- b 本市が指定する医薬品等集積所において、医薬品等の分類・整理・在庫管理等を行う必要があると認めた場合、薬剤師の派遣について調整を行います。

(ウ) 医薬品等の供給に関する調整

救護病院（診療所）、臨時応急救護所等において、次の医薬品等について供給する必要があると認めた場合、その医薬品等の供給について調整を行います。

- a 急性期（発災後5日程度まで）の医薬品
- b 災害における医療活動が中長期にわたる場合の医薬品
- c 歯科用医薬品
- d 医療ガス・医療機器

(エ) 人工透析患者等への医療救護支援

救護病院（診療所）、臨時応急救護所等において、医療の中断が致命的となる人工透析患者等を支援する必要があると認めた場合、県透析医会及び県災害対策本部と連携して、機材の供給や入院調整等に関する調整を行います。



(オ) 患者の収容先医療機関の確保に関する調整

広域救護病院等における緊急手術により、症状が安定した場合など、新たな収容先医療機関の確保を行う必要があると認めた場合、患者の受入先医療機関について調整を行います。

ウ 医療救護活動についての情報収集・伝達

(ア) 情報収集と対応

- a 情報記録係は、救護病院等の情報を E M I S 又は「様式 2」等により収集し、情報分析係に伝達します。
- b 情報記録係は、県災害対策本部等の情報を情報連絡員等から収集し、情報分析係に伝達します。
- c 情報分析係は、収集・伝達された情報を分析・評価し、企画調整係に伝達します。
- d 企画調整係は、伝達された情報を基に、災害医療コーディネーター等の意見を踏まえて対策を企画立案し、統括指揮者に伝達します。  
実施する対策は、統括指揮者が決定し、班長に伝達後、実施します。その内容は、県災害対策本部、災害拠点病院等に伝達するなど、情報を共有します。

(イ) 県災害対策本部への情報伝達

- a 企画調整係は、収集・整理した情報を県災害対策本部に伝達します。
- (a) 医療救護活動の状況
- (b) 医療救護活動に困難が生じている救護病院等

エ 救護病院等からの支援要請への対応

(ア) 対応の手順

- a 企画調整係は、情報分析係が整理した情報を基に、対応の可否を判断します。
- b 企画調整係において医療従事者等の派遣要請等を整理し、市内の救護病院等で対応可能な場合は、「様式 1 1 - 1」により、支援可能な救護病院等への要請を行います。
- c 市内の救護病院等で対応することができないと判断した場合は、企画調整係が県災害対策本部に支援を要請します。
- d 企画調整係は、県災害対策本部からの応諾の回答を得るまで時間を要すると判断した場合は、支援要請元にその状況を適宜連絡します。
- e 企画調整係は、県災害対策本部からの応諾が得られた場合は、支援要請元にその旨を伝達します。

(イ) 重症患者の搬送要請への対応

- a 情報記録係は、救護病院等から重症患者の受入要請があった場合、情報分析係に伝達します。
- b 情報分析係は、市内の救護病院等の空床情報を基に、適切な受入病院を選定し、企画調整係に伝達します。
- c 企画調整係は、受入病院に順次収容を依頼し、応諾の回答を得るまで時間を要すると判断した場合は、要請元にその状況を適宜連絡します。
- d 企画調整係は、収容依頼先から応諾の回答を得た場合は、その内容を要請元に伝達します。
- e 搬送手段は、本市及び医療救護班が確保します。確保できない場合は、県災

害対策本部に搬送手段の確保を要請します。

- f 市内に収容可能な医療機関がない場合は、県災害対策本部に要請します。
- g 搬送手段が確保できた場合は、受入病院の情報と併せて要請元に伝達します。

(ウ) 医療救護活動に必要な物資等の要請への対応

- a 医療救護施設から医療救護活動に必要な物資等の支援要請があり、対応できる場合は、必要な措置を執ります。対応できない場合は、県災害対策本部に支援を要請します。
- b 医療救護活動に必要な物資等の支援について、応諾を得ることができた場合は、応諾内容を支援要請元に伝達します。
- c 輸送手段の確保ができない場合は、県災害対策本部に輸送手段の確保を要請します。

オ 迅速な医療救護活動体制の整備

(ア) 受援体制の整備

- a 医療救護・物資調達班は、E M I S等により、市域の医療救護活動の情報を収集し、被災地外からの医療救護チームの受入準備を行います。

(イ) 避難所の医療ニーズ調査

- a 医療救護・物資調達班は、「様式10-2」の避難所アセスメントシート等を使用し、避難所の環境調査、避難者の傷病や健康の状態について把握します。
- b 医療救護・物資調達班の要員が不足する場合は、参集する医療救護チーム等の協力を得て調査を行います。

(ウ) 避難所等における巡回診療の実施

- a 調査結果に基づき、災害医療コーディネーターの指示の下、市内の医療救護活動の体制を整備します。
- b 医療救護・物資調達班は、市内3医師会に対し、医療救護班の派遣要請をします。  
派遣された医療救護班は、市内の避難所等において、巡回診療を実施します。
- c 患者数が多く、医療救護班の巡回診療で対応できない場合は、被災地外からの医療救護チームの協力を得ながら、避難所等に臨時応急救護所を設置し、巡回診療を実施します。

(2) 救護病院（診療所）

ア 初動対応の手順

(ア) 院内状況の調査

- a 救護病院（診療所）の管理者は、職員や外来及び入院患者の安全を確保するとともに、救護病院（診療所）として要医療救護者の処置、収容が可能か否かを判断するため、次の項目を調査します。
  - (a) 二次被害の危険性、建物・医療施設及び病院周辺の被害状況
  - (b) ライフラインの状況（電気、水、ガス、医療ガス、空調、その他）
  - (c) 医療機能の状況（手術、人工透析、検査、病棟機能、給食機能）
  - (d) 職員の状況（医師、歯科医師、看護師、薬剤師、その他医療職、事務職員）
  - (e) 空床状況（空床数、仮設ベッド数）

(イ) 院内状況の報告

- a 救護病院（診療所）の管理者は、院内状況を調査し、E M I Sの「緊急時入力」を行います。
- b その後の調査により、「詳細入力」を行います。
- c 院内状況に変化があるごとに、E M I Sの入力情報を更新します。
- d E M I Sに入力できない場合は、「様式 1 - 1」又は「様式 1 - 2」を使用して、ファックス等により医療救護・物資調達班に報告します。
- e 医療救護活動については、「様式 2」を使用して、Eメール又はファックス等により医療救護・物資調達班に報告します。

(ウ) 処置・収容を行うことができない場合の対応

- a 二次災害の危険がない場合
  - (a) 市災害対策本部の協力を得て、早期に医療救護活動を開始できるよう、各機能の復旧活動を行います。
  - (b) 建物が著しく損傷し、使用できないと判断した場合は、屋外での仮設診療スペースの設置や近隣の医療機関の協力を得て、医療救護活動を開始できるよう努めます。
  - (c) 職員、医薬品等が不足している場合は、医療救護・物資調達班に支援を要請するとともに、近隣の医療機関に応援を依頼します。
- b 二次災害の危険がある場合
  - (a) 建物の倒壊、津波、火災、崖崩れ等の二次災害が発生するおそれのある場合は、直ちに外来及び入院患者の避難誘導を行い、職員も早急に避難します。
  - (b) 津波浸水等により、勤務先の医療救護施設において医療救護活動を行うことができない場合は、最寄りの救護病院（診療所）等に参集します。

イ 医療救護活動

(ア) 要医療救護者の受入準備

- a 救護病院（診療所）の管理者は、あらかじめ定められている病院の医療救護計画等（以下「院内医療救護計画」といいます。）に沿って、参集した職員の役割分担を行い、人員を配置します。
- b 救護病院（診療所）の管理者は、院内医療救護計画に沿って、受付、トリアージエリア、診療エリア、入院患者収容エリア、遺体仮安置場所、職員等の待機場所等の配置を行います。
- c 医療救護活動に必要な支援については、医療従事者の派遣要請は、「様式 1 1 - 1」、医薬品等の供給要請は、「様式 1 3 - 1」を使用して、医療救護・物資調達班に要請します。

(イ) 救護病院（診療所）の運営

- a 当該病院内で行った、以下の医療救護活動について記録し、適宜、医療救護・物資調達班に報告します。
  - (a) 傷病者名簿（疾病状況、搬送先を明記します。）
  - (b) 支援要請の内容、要請時刻、支援要請先、支援の内容、要請に対する諾否と時刻
  - (c) 当該病院に支援に入った医療救護チーム等の名簿
  - (d) 周辺の医療機関の情報
- b トリアージエリアでは、迅速に負傷者に対応し、トリアージタグを作成し

ます。

- c 負傷者に、一次トリアージ（ＳＴＡＲＴ法）を実施し、トリアージ区分（赤：最優先治療群〔重症群〕、黄：待機的治療群〔中等症群〕、緑：保留群〔軽症群〕）ごとに分けます。次に、二次トリアージ（ＰＡＴ法）を行い、緊急度の高い順に選別し、処置又は治療を実施します。
- d 待機的治療群の治療は、最優先治療群の負傷者がいなくなってから行いますが、待機中に症状が悪化し、最優先治療群になる場合があるため、バイタルサインや身体所見の変化に細心の注意が必要となります。
- e 当該病院で死亡した者は、遺体仮安置所に移します。また、トリアージの結果、蘇生の可能性がないと判断された者（死亡群）は、医療救護活動の支障のない場所に収容します。
- f 当該病院の医療機能で対応が困難な要医療救護者については、医療救護・物資調達班に要請します。

#### （ウ） 遺体検案所への搬送

- a 当該病院内において死亡した者は、その遺体を病院内の遺体仮安置所に一旦安置し、所轄警察署にその旨を届け出ます。
- b 所轄警察署の指示に基づき、市が設置する遺体検案所に遺体を搬送します。
- c 遺体の搬送手段がない場合は、医療救護・物資調達班に要請します。
- d 遺体の検案等は、原則として、市が設置する遺体検案所において警察の指示により実施されます。

### （３） 医療救護班

#### ア 市内３医師会医療救護班

市災害対策本部は、被災状況等を勘案し、避難所等での巡回診療や臨時応急救護所における医療救護活動が必要であると認めるときは、本市と市内３医師会との「災害時における医療救護活動に関する協定書」に基づき、市内３医師会に対し、「様式１１－３」を使用して、医療救護班の派遣を要請します。

市内３医師会は、派遣の要請を受けた場合、直ちに医療救護班を編成し、市災害対策本部が設置する避難所、臨時応急救護所等において、巡回診療を基本とした医療救護活動を実施します。

#### （ア） 医療救護班の業務

- a 負傷者の重症度の判定（トリアージ）
- b 重症患者に対する救急蘇生術の施行
- c 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- d 搬送困難な患者及び軽症者に対する医療
- e 助産活動
- f 死亡の確認及び死体の検案
- g 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への措置状況等の報告
- h その他必要な事項

#### （イ） 医療救護班の出動

市災害対策本部は、市内３医師会に医療救護班の派遣要請をする際には、派遣先となる避難所等の場所及び必要な班数を指示するものとします。

市災害対策本部は、医療救護班の出動に際し、原則として、輸送用車両を調

達するとともに、医療救護班及び本市が医療救護活動のため備蓄している医薬品等を派遣先の避難所等に輸送しますが、被災状況等に応じて臨機に対応を図ります。

(ウ) 医療救護活動の実施

医療救護班は、市内 3 医師会の指揮の下、市内の各総合センター等を活動拠点場所として、医療救護班の業務に従事します。

また、医療救護活動の実施に伴い、患者の搬送手段が確保できない場合や、医薬品等が不足する場合は、市災害対策本部に搬送及び医薬品等の補給を要請します。

なお、「様式 1 2」を使用して、医療救護活動の記録及び市災害対策本部への措置状況の報告も併せて行います。

イ 市歯科医師会医療救護班

市災害対策本部は、市内 3 医師会による医療救護班の派遣状況や、被災者の避難状況等に応じて、必要であると認めるときは、本市と市歯科医師会との「災害時における歯科の医療救護活動に関する協定書」に基づき、市歯科医師会に対し、「様式 1 1 - 3」を使用して、歯科医療救護班の派遣を要請します。

市歯科医師会は、派遣の要請を受けた場合、直ちに歯科医療救護班を派遣し、市災害対策本部が設置する避難所等において、負傷者への応急措置、口腔衛生指導・保健指導などの歯科医療救護活動を実施します。

(ア) 歯科医療救護班の業務

- a 歯科傷病者に対する応急処置及び衛生指導
- b 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- c 検視・検案に際しての法歯学上の協力
- d 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への措置状況等の報告
- e その他必要な事項

(イ) 歯科医療救護班の出動

市災害対策本部は、市歯科医師会に歯科医療救護班の派遣要請をする際には、派遣先となる避難所等の場所及び必要な班数を指示するものとします。

市災害対策本部は、歯科医療救護班の出動に際し、原則として、輸送用車両を調達し、歯科医療救護班を派遣先の避難所等に輸送しますが、被災状況等に応じて臨機に対応を図ります。

また、歯科医療救護班は、原則、歯科医療救護活動に要する医薬品等を携行するものとします。

(ウ) 歯科医療救護活動の実施

歯科医療救護班は、市歯科医師会の指揮の下、市内の各総合センター等を活動拠点場所として、歯科医療救護班の業務に従事します。

また、歯科医療救護活動の実施に伴い、医薬品等が不足する場合は、市災害対策本部に医薬品等の補給を要請します。

なお、「様式 1 2」を使用して、歯科医療救護活動の記録及び市災害対策本部への措置状況の報告も併せて行います。

## ウ 市薬剤師会薬剤師班

市災害対策本部は、市内３医師会による医療救護班の派遣状況や、医薬品の調達状況、被災者の避難状況等に応じて、必要であると認めるときは、本市と市薬剤師会との「災害時における薬剤師医療救護活動に関する協定書」に基づき、市薬剤師会に対し、「様式１１－３」を使用して、薬剤師の派遣を要請します。

市薬剤師会は、派遣の要請を受けた場合、直ちに薬剤師を派遣し、市災害対策本部が設置する避難所等、医薬品等の集積所等において、調剤及び服薬指導などの医療救護活動、一般医薬品の使用方法等の薬学指導のほか、医薬品の仕分け・管理を実施します。

### (ア) 薬剤師の業務

- a 避難所等における調剤、服薬指導及び健康相談
- b 避難所等における医師等への医薬品情報の提供
- c 集積所等における医薬品等の管理
- d 活動の記録及び市災害対策本部への措置状況等の報告
- e その他必要な事項

### (イ) 薬剤師の出動

市災害対策本部は、市薬剤師会に薬剤師の派遣要請をする際には、派遣先となる避難所等や医薬品等の集積所等の場所を指示するものとします。

市災害対策本部は、薬剤師の出動に際し、原則として、輸送用車両を調達し、医療救護班の輸送と合わせて薬剤師を派遣先の避難所等に輸送しますが、被災状況等に応じて臨機に対応を図ります。

### (ウ) 医療救護活動の実施

避難所等に派遣される薬剤師は、医療救護班の医師の指示の下、避難者に対して、必要に応じて服薬指導及び健康相談を実施するとともに、医師等への医薬品情報の提供を行います。

また、必要な医薬品等については、市薬剤師会が調達したものが不足する場合は、市災害対策本部に医薬品等の補給を要請します。

医薬品の集積所に派遣される薬剤師は、医薬品等の管理を行います。

なお、「様式１２」を使用して、医療救護活動の記録及び市災害対策本部への措置状況の報告も併せて行います。

## 7 患者の搬送

### (1) 地域医療搬送

地域医療搬送とは、被災地内外を問わず、県・市及び医療機関が各関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送のことをいいます。

救護病院等に対応できない患者については、傷病の状況に応じて、広域救護病院や災害拠点病院に搬送が必要となりますが、被災地では、患者の搬送ニーズが増大するため、平常時に使用している搬送手段が十分に利用できない場合も想定されます。

重症患者の後方医療機関への搬送は、原則として消防機関が救急車で行い、軽症患者や歩行が可能な患者などについては、レンタカー、民間救急事業者などの救急車以外の方法による搬送手段及び搬送要員の確保に努めることとします。

本市が確保する手段による搬送が困難な場合は、県の防災ヘリコプターによる搬送、自衛隊のヘリコプター等による搬送、高松海上保安部の巡視船艇やヘリコプター等による搬送を要請します。

また、県・市町・医療機関等は、警察機関が実施する緊急通行車両や規制除外車両の事前届出制度を活用して、医療救護活動を円滑に実施できる準備をします。

【資料 8 「緊急通行車両等事前届出書」参照】

### (2) 広域医療搬送

広域医療搬送とは、国が各関係機関の協力の下、自衛隊機等の航空機を用いて患者を被災地内の航空搬送拠点から被災地外の航空搬送拠点まで航空搬送する医療搬送のことをいいます。

広域医療搬送は、被災地及び被災地外の民間や自衛隊の空港等に航空搬送拠点を設置して行います。

県内において、広域医療搬送拠点（SCU）が設置できる航空搬送拠点は、高松空港となっています。SCU は県が設置し、その運用は DMAT が行います。医療機関と SCU との間の患者搬送は、消防機関等の協力を得て行われます。

## 8 医薬品等の確保

大規模災害時には、一度に多量の医薬品や医療資機材等が必要となることから、本市では、災害時における初動医療救護を円滑に実施するため、避難所等で使用する医薬品等の備蓄を行っています。

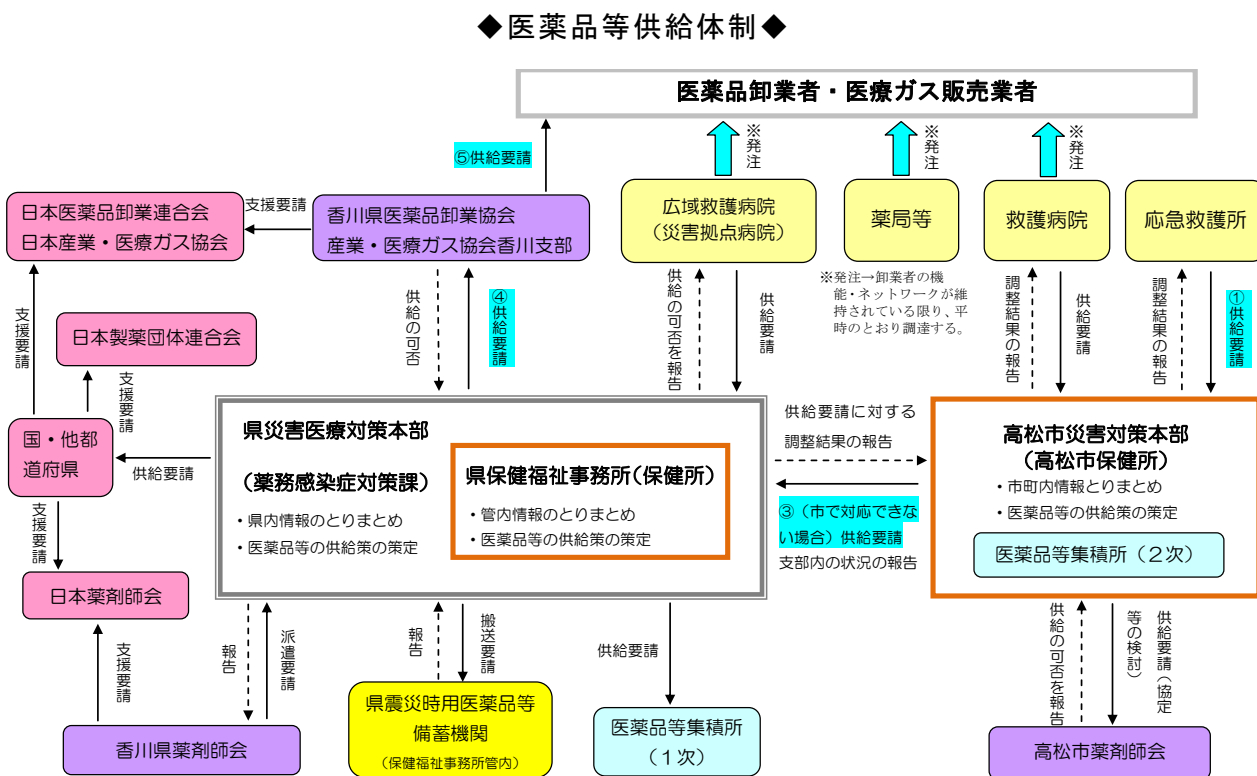
【資料 9 「標準備蓄医薬品等一覧」参照】

この備蓄している医薬品等を使用したことにより医薬品等の不足が生じる場合や、医療救護活動が中長期にわたる場合の医薬品や歯科用医薬品、医療ガス・医療機器については、県に対して供給要請を行う必要があります。

県においても、あらかじめ医薬品等の備蓄が行われるとともに、災害時における医薬品等の需要増に対応するため、救護病院等で使用する医薬品等については、香川県医薬品卸業協会及び日本産業・医療ガス協会香川県支部に対する供給要請を、また、一般医薬品については、香川県医薬品小売商業組合に対する供給要請を行うなど、その確保を図るための体制が定められています。

市災害対策本部において、避難所等から医薬品等の供給要請があったときは、県に調達又は斡旋を要請することとします。

県における医薬品等の供給体制の下、本市の調達・供給の流れについては、次のとおりです。





### (1) 血液の確保と輸送

県は、災害発生後速やかに県赤十字血液センターの被災状況及び血液の在庫数量等を把握し、血液が不足するようであれば、他の都道府県等に対して必要な血液の確保について協力を要請します。

県赤十字血液センターは、医療救護に必要な血液について、医療機関から供給要請を受けたときは、備蓄血液等を供給します。

また、必要な血液を確保するため、被害の軽微な地域等に採血車を出動させるとともに、それでも必要な血液が確保できない場合は、基幹血液センターに応援を要請することとなります。

医療機関への血液の輸送は、原則として、県赤十字血液センターの車両等により行うこととなっています。

### (2) 遺体の検案

市防災計画に基づき、災害発生後の混乱等により、遺族等が遺体の処置ができない場合、市が遺体識別等のための処置、遺体の一時保存又は検案を実施します。

本市では、遺体の一時保存場所を指定しており、さらにそれらを安置所に集めて埋火葬の処置をするまで保存し、死因その他について医学的検査を行います。

### (3) 災害対策基本法等の適用

ア 医療救護活動に要する費用については、災害対策基本法の規定又は災害救助法が適用された場合には、同法の規定又は現行保険制度その他により取り扱います。

イ 医療救護活動に当たる民間の医師等の損害補償については、災害対策基本法の規定又は災害救助法が適用された場合には、同法の規定により取り扱います。